

Title	王麒麟君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.11 (2018. 11) ,p.109- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20181128-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本のそれと比較しているところに大きな資料的意味があることにも疑いはない。こうして、本論文は、過失共同正犯論という難しいテーマに取り組み、従来の議論に新たな視点を付け加えるとともに、日本における韓国刑法学の理解を深めることに大きく寄与する学問的価値の高い比較法研究である。ここから、審査員一同は、孫麗玉君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であるとの一致した結論に至ったものである。

平成三〇（二〇一八）年五月五日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	佐藤 拓磨
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	太田 達也
副査	中央大学大学院法務研究科教授 Dr. Jur.（ケルン大学）	井田 良

王麒銘君学位請求論文審査報告

王麒銘君提出の学位請求論文『越境をめぐる政治―近代日本における台湾籍民政策の展開―』の構成は、次の通りである。

序章 課題と視角

第一章 華南地方の台湾籍民問題―日本領事による在留

禁止処分を中心に

はじめに

第一節 台湾籍民の在留禁止処分

(一) 台湾籍民問題の所在

(二) 台湾籍民に対する在留禁止処分

第二節 日本人の在留禁止処分

第三節 在留禁止処分の効果と問題点

おわりに

第二章 台湾総督府と対岸の日本領事―領事の総督府事

務官兼任についての考察

はじめに

第一節 対岸領事の台湾総督府事務官兼任の実現

第二節 対岸領事に対する台湾総督の指揮

第三節 対岸領事を使つての台湾籍民への指導―郭春

秋を例にして

おわりに

第三章 台湾総督府の台湾人対策―対外情報網についての基礎的研究

はじめに

第一節 東京での台湾人情報収集の展開

第二節 台湾人情報収集の拡大

第三節 台湾籍民情報収集の展開

(一) 上海

(二) 華南地方

(三) その他

おわりに

第四章 戦時下における台湾総督府の占領地協力について―厦門を中心に

はじめに

第一節 厦門から台湾への引揚と再進出

(一) 海軍による厦門攻略

(一) 台湾総督府の対応

第二節 興亜院厦門連絡部と台湾総督府

(一) 興亜院厦門連絡部の設置

(二) 厦門連絡部人事に対する総督府の協力

第三節 厦門特別市政府に対する総督府の協力・親善

工作

(一) 厦門特別市政府の成立

(二) 総督府からの協力と親善工作

おわりに

第五章 日中戦争期における台湾総督府の占領地協力について―広東を中心に

はじめに

第一節 日本人の広東引揚と日本軍の広東攻略

(一) 日本人の広東引揚

(二) 日本軍の広東攻略

第二節 台湾総督府の占領地統治への協力

第三節 広東省主席と台湾総督の相互訪問

(一) 広東省主席の台湾訪問

(二) 台湾総督の広東視察

おわりに

終章 総括と展望

史料・参考文献一覧

はじめに

本稿は、近代日本の台湾統治の一面を「越境する人々」、なかでも台湾から大陸に渡り活動した「台湾籍民」と称される人々に注目し考察を行った研究である。日清戦争に勝利した日本は、清国より台湾を割譲し統治することになるが、台湾住民は、日本人になるかならないか、選択をさせられることになった。「台湾籍民（以下、適宜籍民と略す）」とは、この中で日本人となることを選択した者と、彼等が台湾を離れ大陸に渡ると、便宜上「台湾籍民」と呼ばれることになった。

このように「台湾籍民」が歴史の舞台に登場するのは、日本が台湾統治を開始してからであるが、その初期において台湾総督府は、台湾内の抗日勢力の平定や、伝染病抑止のための衛生整備などを最優先課題としていたため、近接する大陸の華南地方に進出する台湾住民の管理を十分確立できないでいた。その結果、同地域には、総督府発給の旅券（渡航証明書）を持ち本稿が考察の主対象にすえる「台湾籍民」以外にも異なるタイプの人々が共存し、複雑な様相を呈することになる。第一に日本人になることを選択せ

ず大陸へ戻った元台湾住民、第二は、日本本土や台湾から華南に進出する日本人（「内地人」）、第三に、清国人でありながら不法に総督府発給の旅券を入手し、台湾籍民と詐称する「假冒籍民」であった。日本が台湾を領有することになり、その対岸の大陸では、「台湾籍民」とともに、これら異なるタイプの人々が共存し台湾との間を適宜往来することになる。そもそも、台湾と対岸の大陸の華南地域は、海を隔てているとはいえ近接しているため、文化、言語等、似ている面が多々あった。したがって、日本の台湾領有により大陸と台湾を挟む海に形式上国境が設定されることになり台湾総督府及び対岸の在中領事とその管理を行うことになるが、容易でなかったことが想像できる。

序章の中で紹介されているように、「台湾籍民」については、大陸における籍民の分布や動向など台湾史研究の中でも考察が行われている。しかし、その多くは個別事例の紹介に止まり、台湾総督府や日本政府の出先である外務省の在中領事館が、台湾から越境する人々をどのように管理しようとしていたのか、それは円滑に行うことができたのか、できないとすれば、いかなる困難や課題を抱えていたのか、さらには、それらは時代によりいかなる変化を遂げたのか、統治する側の対応や対策についての関心は希薄で

研究も未着手であった。王君は、このような研究動向を踏まえ、その欠落に光を当て近代日本の台湾籍民政政策の展開過程を、台湾統治の初動から末期に至るまで追ひ、本格的解明を試みている。序章において上記のような既存研究の整理と分析視角の設定を行った上で、時代ごとに考察を行っている。以下、各章の要旨を紹介し、コメントを加えていきたい。

各章の概要と論評

第一章は、台湾統治初期、清国や韓国に駐在する日本領事が好ましくないと認定した日本人に対して在留資格を停止できることを定めていた「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」（以下、適宜取締法と略す）に着目し考察を加えている。王君によれば、当該期は総督府における旅券制度が未だ整備されていなかったため、「假冒籍民」の問題が頻発していた。加えて、華南地方に渡った台湾籍民、さらには日本人にも不法行為を行う者がいた。台湾籍民、假冒籍民、さらには日本人、いずれも日本国の旅券を手にしていれば「帝国臣民」たる身分を主張することができ、問題を起こしても日本領事の保護を受けることができるため、これを悪用する者が頻出し在中領事はその対応に悩まされる

ことになる。このような状況下、領事は台湾総督府に対し台湾より渡航する人々に対する審査の厳格化を要請することになる。他方、領事も籍民を取り締まるため、日本の法律に基づいて在留禁止命令を実施することになる。その根拠になったのが前出の取締法であり、日本の台湾領有に伴い清国在住の日本人だけでなく、日本人となり大陸に渡った籍民にも適用されていく。

王君は、同法の適用事例を在中領事が本国の外務省に送付した報告、台湾総督府や日本政府の内部資料、さらには同時代の新聞や雑誌上の記事を収集分析することにより、台湾統治初期における籍民問題の次のような内実を解き明かすことに成功している。

まず、当該期に問題視されたのは、既述のように台湾総督府の旅券管理の不備を衝き、大陸において罪を犯したり、負債を抱えたりした清国人が台湾に渡り台湾総督府発給の旅券を不法に入手する事例である。彼らは大陸に戻れば、表面上は「台湾籍民」（假冒籍民）として日本政府の保護を受け清国政府の取り締まりの対象外となる。また、日本人になることを選択した者の内、台湾で罪を犯したり負債を抱えても、大陸に渡れば「台湾籍民」として生活でき台湾総督府の取り締まりを逃れることができた。そうした

台湾籍民は、本来なら上記の取締法が適用され台湾に送還されるべきであるが、在中領事が同法の適用に消極的でありその取り締まりも最小限に抑制され、十分に対処できていなかった。それは、台湾領有初期においては、台湾側の統治が確立しておらず、在中領事と台湾総督との情報共有や協調体制が不十分であったことに加え、領事館の予算や人員も不足し取り締まりを厳格に行うだけの体制が未整備であったことにも起因していた。したがって、在留禁止処分を受け台湾への退去命令を出しても、大陸にそのまままっていたり、一旦は台湾へ退去させられた者が大陸に戻る事例も発生していた。華南地域に進出した日本人については、台湾で失敗した者が大陸に渡り台湾籍民や清国人と共謀し悪事を働き、清国人の日本及び日本人への評判を落とす結果を招いていたこと、帝国臣民の特権を濫用し清国に銃を密輸しようとした事例まであり在中領事を悩ましていた実態も示されている。

以上のように清国南部に駐在する日本領事にとって、近接する台湾より渡航してきた台湾籍民・假冒籍民・日本人により構成される「在留邦人」を掌握し、彼等が起こす問題に対処することが重荷になっていた。王君の研究によれば、一九一〇年代初頭になると、外務省は総督府とともに

籍民の登録や抹消を行うなどしたため旅券の悪用は困難になり、既述の「假冒籍民」問題などの解決に一定の成果を収めることになるが、日本人であることを利用し種々のトラブルを起こす籍民問題は根本的に解決されておらず、長期に亘り領事を困らせ続けたことを明らかにしている。

上記の問題は、台湾総督府と対岸領事との情報の共有と取り締まりの協調体制の未整備により発生していたが、大正期に入るとそうした整備が行われていく。一九一七年に実現した対岸領事を総督府事務官に兼任させる人事は、それを象徴する事例であった。

第二章では、総督府と対岸領事の両者を架橋するかかる動きに注目し、その経緯を丁寧に追っている。これに先立ち、一九〇〇年代になると、総督府は対岸状況の調査を領事に囑託するための経費を計上するようになり、それは対岸領事の総督府事務官兼任へと結実していく。領事自体の業務が多忙であるためその兼任には限界が露呈するようになり、この問題を解消するため、台湾総督府事務官の対岸への派遣も目指されるようになる。例えば、台湾総督府内に商務官を新設し、彼らの対岸への派遣を提起することも屢々であった。実際のところ、総督府は専任の事務官の対岸常駐を必要と考えたものの、人員と予算の関係から、実

現には至らなかつた。したがって、対岸領事の総督府事務官兼任制度は日中戦争後まで続くことになる。このように対岸領事と総督府との連携は、一九一〇年代の中頃から図られ、台湾初の文官総督である田健治郎の時代になるとさらに推進されるが、王君は田が自ら記した詳細な日記を基本に外務省や台湾総督府の関連資料を紐解くことにより、対岸領事から台湾総督府にもたらされた情報の分析を行っている。

当該期は、蒋介石による北伐前で、華南地域は軍閥が割拠する時代であり、本章では福建督軍の李厚基に注目し彼が台湾総督の助力を求め動きを確認している。田総督は福建の政争に巻き込まれることを嫌い李の計画に深入りすることに慎重な姿勢を堅持していたが、一定の交流と最低限の助力が行われていたことが明らかにされている。結局、李は失脚し中国情勢の複雑さを日本側に知らしめることになる。一九二〇年代前後より、中国のナショナリズムが高揚し始め、その鋒先は次第に日本人に集中しつつあり日本人である台湾籍民の一部は、日ごろの行いが中国人から嫌悪されて、中国人との関係も悪化することが度々あった。このように政情が不安定な対岸に暮らしていた籍民の生命・財産の保護にとり、日本と交流のある李の失脚はよ

り一層困難な状況を生み出すことになった。第一線で排日に対処しながら在留邦人を保護することが期待される日本領事、その背後で領事を支える総督府の役割は増すことになる。籍民は従前同様「厄介」者ではあったものの総督府が対岸領事に賞与金を与える際の内部文書からは、総督府が大陸にいる籍民を保護する対象として捉える意識が明確になり始めていたことを見出すことができる。

一方、日中関係においては親善を目指す動きも存在した。王君は、「南支・南洋」において籍民の有力者として知られていた郭春秧を取り上げている。福建省出身の郭は、ジャワを拠点に茶や砂糖等の貿易を営んで成功した富豪であった。郭の日本統治者への接近は、田の前任の明石元二郎総督時代より確認できるが、郭は、明石総督との交流、明石を通じて首相であった原敬との接触など、日中親善のため自らが企画した計画への資金援助を要請していた。郭の計画は頓挫するものの、彼の計画実現に向けての交渉過程からは、田総督が厦門領事を使い、郭を動かしていたことが明らかになり、台湾総督府が著名な籍民との交流を、「南支」への影響力浸透に活用し始めていたことが示されている。郭以外、本稿で言及した他の籍民の有力者に対して、総督府がどのように彼らを活用しようとしたか、非常

に興味深い課題である。

以上の考察から、総督府は籍民の把握・管理・取締・指導等を対岸の日本領事に当たらせることで、外交に関する権限を持たなかったにもかかわらず、華南への影響力浸透の足掛かりを構築していったことがわかる。さらに、福建督軍の李厚基、事業に成功し南支那・南洋で著名になった台湾籍民の郭春秧、両者の台湾総督との交流を追うことにより、一定の距離感を保ちながらも総督府が彼等を、いわば「操縦」する対象、活用するための人材として位置づけ始めていたことが検証されている。

大正に入ると日本国内においては大正デモクラシーの思想や運動が盛り上がり、その潮流は台湾における台湾人による政治運動としても伝播していく。その運動の担い手は、在京台湾人、台湾内の「本島人」、大陸に渡った台湾籍民と多岐に亘ることになる。例えば、一九二〇年前後、東京に来ていた台湾人留学生は日本の統治に対し雑誌の発刊等を通じてこれを批判し、反抗運動を展開していた。大陸においては既述のように中国ナショナリズムの高揚もあり、これに感化され日本の統治に不満を持つ台湾籍民も生まれていく。台湾総督は、こうした潮流が台湾に持ち込まれる事を警戒し、統治の安定を脅かす動きとして神経を尖らす

ことになる。

第三章では、総督府がかかる動向を掴むための情報収集を行っていたこと、総督府警務局によって東京および大陸の各地に配置され情報源となった人物の実態について、考察が加えられている。王君は、総督府が籍民の情報を得るため、大陸でどのような人物を採用していたのか、島外に総督府職員をどのように派遣していたのか、さらには、在中日本領事館との間でいかなる連携を取っていたのか、一次史料を駆使することにより総督府の対外情報網のネットワークの形成過程を考察し、次のことを浮き彫りにしている。

第一次世界大戦後、東京を拠点にした台湾人による政治運動が始められると、総督府はその解消を目指し、「高等警察事務嘱託」制度を使い、在京台湾人を監視下に置くことになる。こうした情報収集はその後も継続され拡張されていく。すなわち、総督府と警視庁との連携が定着していき、不穏な動きを見せる台湾人監視のため東京では総督府属の身分で働く三名が常時配されることになる。田健治郎総督の時代には、新聞記者など言論界の協力を仰ぐことを窺わせる人事も行われ、それは後任の総督たちにも維持され活用されていく。とりわけ川村竹治と石塚英蔵の総督時

代に目立った運用が行われたことが確認できる。このことは、御大典の前後や霧社事件の直後、メディア関係者をも巻き込む高等警察事務嘱託の動員が行われたことから明らかとなる。

一方、総督府が高等警察事務嘱託制を活用し大陸情報の入手に乗り出したのも、田総督の時代のことであった。本章では、上海・華南地方・その他（漢口）に分けてその内実が考察されている。特筆すべきことは、王君が、総督府の情報網について、人名を特定するだけでなく、時代背景や地域の特殊事情などを勘案し彼等の役割まで踏み込んで考察していることである。すなわち、上海については、かかる情報網の展開を総督府と上海総領事館との連携に注目し、上海で結成された台湾共産党メンバーの逮捕や検挙に寄与したことを明らかにしている。華南については、当地に創設された善隣協会と総督府派遣員等との連携についての考察が行われている。さらに、漢口については、一九二七年の蒋介石による清党で広東から内地に逃げた台湾人青年の情報を掴むため、台湾総督府が情報を収集していたことを実証している。

このように大陸において台湾総督府や在中領事館と連携しながら情報収集に従事していた台湾籍民の存在とその役

割が明らかにされている。このことは、著名な反日運動家が水面下では台湾総督府と通じていた事例など、日本統治期における台湾人による反抗運動に関する研究に再検討を迫る極めて重要な成果と言えよう。今後、総督府によって台湾内部に構築された情報網との連関の実態解明が行われると、その意義はさらに高められるであろう。

一九三〇年代に入ると日中関係の動揺に伴い、対岸に居住していた台湾籍民は、一時的避難や引揚、或いはそれに備える準備を繰り返すことになる。しかし、日中戦争の勃発は一人に及ぶ籍民が大陸から引き揚げたことから想像できるように、台湾籍民を取り巻く状況を一変させた。引揚者の多くは日本領事と行動をともし、財産などを残したまま大陸を離れることになる。総督府は引揚者の世話をしなから、中国軍等が彼等を圧迫していたことなどについて、新聞や広報誌を通じてプロパガンダを行うこととなる。その後、日本軍は廈門を、続いて広東を占領するが、それに伴い台湾から再上陸する者、あるいは新たに上陸する者も生まれてくる。こうした日中戦争の勃発とその後の日本軍の展開は、日本、とりわけ地政学的に近接する台湾の華南に対する注目度を一層高めることになる。

第四章では廈門を第五章では広東を各々扱いながら、日

中戦争勃発に伴い籍民の台湾への引揚と、日本軍占領後の大陸へ再上陸が進行する中、台湾総督府がこれらにどのように関与したのか、さらには対岸において展開される日本軍の占領に対してどのように対処しようとしていたのか、また実際にはいかなる協力を行っていたのかを考察し、次のことを明らかにしている。

第四章では、厦門が日本軍の占領下に置かれると台湾総督は海軍の要望に応えていたことが明らかにされている。すなわち、厦門とその周辺を掌握した海軍は、総督府に占領地経営の協力を要請したが、その支援は一過性のものではなく、興亜院厦門連絡部に総督府の官僚や技術者らを派遣したり、教育・警察・司法などをはじめ、総督府が厦門の行政システムに協力していたこと、日本が厦門で「日華親善」を促進する際、総督府が一定の役割を演じていたことが明らかにされている。

第五章が考察対象に据える広東は、日中戦争前まで日本人居住者が数百人しかいなかったことが示すように、日本との関係は希薄であった。したがって、日中戦争の勃発に伴う日本人の引揚により、その存在は皆無になっていた。しかし、戦争が長期持久戦になる中で、日本軍の広東攻略が予想されると同地域への注目は集まることになる。総督

府では日本軍の広東占領を見越した、占領地経営への協力と、それを実現するための諸準備が図られていくが、日本軍が広東を陥落させ占領を開始すると、その主導権を握ったのは、陸軍省・海軍省・外務省の間で現地創設された広東連絡会議であり、当初想定していた軍政分野における総督府の果たす役割は限られたものとなった。他方、インフラ整備への援助や医療水準の向上への寄与、学校教育で使われる教材への編纂協力、広東省派遣の留学生など、民政面での関与や協力体制が構築され実行に移されていたことが検証されている。

さらに戦時下、広東省主席の台湾訪問と台湾総督の広東視察が実現していく過程も明らかにし、両地においてトツプ間の意思疎通が図られていたことを検証している。かかる交流の水面下で何が目指されたか、資料の制約により残念ながら明らかにされていないが、台湾と広東が政治的に接近する過程を浮き彫りにした王君の業績は今後の研究展に貴重な糸口を提供している。

第四章と第五章の分析を通じて、日中戦争の勃発とともに地政学的に近接する台湾総督府の期待は高揚したものの、同府の役割は民政部門を中心とする協力であり、台湾籍民の活躍の場もそうした分野であったことが明らかにされて

いる。従来、日中戦争研究の中で対象にされることが多い地域は華北・華中であり、華南地域が取り上げられることは必ずしも多くはなかった。厦門および広東を扱った王君の研究は、かかる研究蓄積の少ない領域に新境地を開く意義があるであろう。

最後に、王君が、一九四五年八月の日本の敗戦により籍民ではなくなった台湾人の境遇にも焦点を当てていることは興味深い。戦後、大陸にいた台湾人が中国政府の「漢奸狩り」などで苦難を強いられていたこと、多くの台湾人が辛うじて台湾に帰ることができた実際を知ることができる。日清戦争後に歴史の舞台から登場した台湾籍民は、戦争の終結後に完全に歴史の舞台から消えてなくなったのである。戦後海外から引き揚げた日本人の研究は蓄積されてきたが、華南地域からの日本人の引揚、台湾人の帰郷等については、未だ研究する余地が残されている。

本論文の総合評価

以上、各章の要旨紹介と若干の論評を行ってきたが、全体を通じた総括を以下行っておきたい。

第一に、「越境する人々」の管理の実態を追うことにより、日本が領有した台湾統治の実態を解き明かすという着

眼を高く評価したい。こうした事例を扱う場合、越境する当事者に焦点が当てられることが多く、台湾籍民についての研究もそうした視角からの考察が圧倒的に多い。本稿が扱う視角、越境する人を管理する側から観察し統治の内実を解き明かす試みは新鮮であるが、そのためには統治する側、この場合は、台湾総督府はもとより日本の在中領事から外務省の本省に上がってくる報告など、日本側の一次史料の収集と分析が必要不可欠となる。台湾の研究者を中心に行われてきた台湾史研究が、台湾籍民に着目しつつも、そうした側面からの考察ができなかったのは、上記の資料的限界があったためと考えることができる。王君はかかる障害を乗り越え、台湾総督府の文書はもとより外務省外交史料館に日参し、関連資料を丹念に発掘し上記着眼からの考察を行っていることを高く評価したい。

第二に、「台湾籍民」を日本による台湾統治の初動から終末まで長い時間的視野で追っていることである。その結果、越境する人々を十分管理できない領有初期の段階から次第にそれが整備されていき、「台湾籍民」の捉え方も変化していく過程が解き明かされている。すなわち、海を隔てているものの近接しているため文化や言語が共通し表面上の見分けがつかないため、それを悪用する厄介者から台

湾総督府及び在中領事の統治に寄与できる側面が見出され、保護される存在にもなっていく。そうした側面は日中戦争勃発に伴いより濃厚となり占領地行政に関与協力する人材供給源となつていったことが明らかになっている。こうした時間的に広い期間を考察対象にすると、考察が表層的に流れる通弊に陥りやすいが、本稿の各章はいずれも深い検証が行われていることは瞠目すべき点であろう。各章の論述が豊富な一次史料に裏打ちされているからこそ成し遂げることができたといえよう。

第三に評価すべきは、上記の二点の評価の中でも論及したように、本研究が豊富な史料に裏打ちされていることである。この点は改めて指摘し評価しておきたい。史料・参考文献一覧からもわかるように、主な一次史料は、台湾総督府公文類纂（国史館台湾文献館所蔵）、中央研究院台湾史研究所檔案館、アジア歴史資料センターの史料、外務省外交史料館所蔵の未公刊史料、国会図書館憲政資料室所蔵の個人文書、東洋文庫等に所蔵されている史料等である。かかる公・私文書のほか、日本、台湾、中国で発刊された様々な新聞・雑誌や伝記・回想録等も可能な限り収集している。さらに、関係者（総督府官僚の親族や、厦門会等）にも連絡を取り、話を聞いたり貴重な資料を借り受けたり

もしている。そうした新たな資料発掘により、従来明らかにされてこなかった新しい事実之光を当てることが論考の随所において行われている。留学生にしてこれだけの史料を利用して博論をまとめる作業は容易なことではなかったことは想像に難くない。

以上のような点を総合し、日本統治期の台湾史研究として、日中戦争史として、近代日本政治史として、さらには越境する人々をいかに管理するのか、その際の課題は那辺に存在するのか、そうした研究にも種々の知的刺激を与えることができると秀逸な研究として高く評価したい。

以上のように優れた研究ではあるが、今後に残された課題もある。

第一に、越境する人々を管理する側から捉えた考察に新境地を開く意義を認めつつも、管理される客体としてだけでなく、越境する主体としての台湾籍民の側面からの考察をより深めることができれば、分析にさらなる奥行きを与えることができたであろう。そもそも「越境」という言葉には、空間的・物理的な境界を越えることだけでなく、主観的・内面的な境界を越えることも含まれているはずである。「帝国臣民」としての身分を獲得しながら、「内地」の「帝国臣民」とは区別される台湾籍民が、大陸に赴いて現

地のナシヨナリズムにさらされた時、彼らは自らをいかなる存在として再定義した、あるいはしなかったのである。この点に関する分析は台湾籍民に関する研究を朝鮮など他の地域の「帝国臣民」に関する研究と接続することになり、日本による植民統治の性格に関する議論を深めることにつながるはずである。

第二に、大陸における台湾籍民の動向を中国側はどのように認識していたのであろうか。既述のように台湾領有初期には、假冒籍民をはじめ帝国臣民を錦の御旗にして大陸において不法行為を働くものが頻発し、在中領事を悩ますことになるが、そのことは清国政府の側にとっても同じ難題であり、両者は情報を共有し取り締まりのための連携が模索されたと推測される。華南地域における台湾籍民の存在を中国側はどのように認識していたのか、その点が解き明かされれば、台湾籍民をより立体的に描くことができるであろう。

第三は、日本の南進基地とも呼ばれていた台湾の軍事的重要性との関連である。日中戦争以降、対岸の地域を日本軍が占領するようになると、台湾の重要性が増したことは想像に難くない。本稿では、当該期の協力は軍政ではなく民政中心であったと結論付けられているが、前者の側面は

なかったのであろうか。台湾総督に海軍軍人が就いていたことは事実であり、日本軍の占領に際して大陸で言語や文化に通じた台湾籍民への期待が民政だけに止まっていたのであろうか。資料上の限界により上記の記述にとどまっているかと思うが、今後は日本軍の関連資料を発掘し、軍が籍民をどのように考えていたのか、有事の際、軍はどのように活用しようと考えていたのか、実際にどのように活用していたのか、さらには、その後の日本軍の南支から南洋にまで展開される南進過程にまで射程を広げ検証して欲しい。その点が解明されると、よりインパクトのある研究になるであろう。

このように、本論文には未だ掘り下げて研究すべき点が残されているものの、それは王君の卓越した資料探査と分析能力ゆえに、敢えて期待を込めて提示した課題であり本稿の評価を聊かも下げたものではない。「台湾籍民」を統治する側から初めて本格的考察を加えた研究業績として高く評価したい。よって、ここに審査員一同、王君に博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成三〇年六月五日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	玉井 清
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	小川原正道